



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷兼発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	こども家庭局こども青少年課	1
告示	神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例による路上喫煙禁止地区の指定(須磨海水浴場・海浜公園地区)	環境局業務課	2
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	4
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	10
告示	都市再生整備特別措置法による特例道路占用区域の指定(若菜神戸駅線ほか)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(本山村合併317号線)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(高丸陸26号線、高丸陸27号線、高丸陸28号線)	建設局道路管理課	16
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(高丸陸9号線、高丸陸10号線)	建設局道路管理課	17
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(松が枝町自治会ほか)	地域協働局地域活性課	18
公告	神戸市市民公園条例に基づく市民公園の認定取消し(高倉台ふれあい広場市民公園)	建設局西部建設事務所	22
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	23
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	24
交通局	監査室規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	25

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年6月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第14号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年3月条例第35号）のうち神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）別表児童厚生施設の項の改正規定中神戸市立垂水児童館に係る部分の施行期日は、令和5年6月26日とする。

令和5年7月4日 神戸市公報第3815号

神戸市告示第236号

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月条例第48号）第8条第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定し、同条第2項において準用する第7条第4項の規定により解除するので、第8条第2項において準用する第7条第3項の規定により次のとおり告示する。当該路上喫煙禁止地区を示す図面は、神戸市環境局業務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

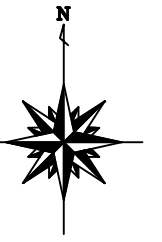
神戸市長 久 元 喜 造

指定の年月日	指定の解除年月日	指定場所	
		指定地区名	区域図
令和5年7月13日	令和5年8月28日	須磨海水浴場・海浜公園地区	別図のとおり

当該路上喫煙禁止地区

神戸市須磨区須磨浦通1丁目の一部、須磨浦通2丁目の一部、須磨浦通3丁目の一部、須磨浦通4丁目の一部、須磨浦通5丁目の一部、須磨浦通6丁目の一部、若宮町1丁目の一部（別図のとおり）とする。ただし、当該指定地区内に存する建築物の屋内部分を除く。

須磨海岸平面図



神戸市告示第237号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月4日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
いちご薬局	神戸市北区有野町有野921番1号	令和5年5月1日
たるみな訪問看護ステーション	神戸市垂水区宮本町1番28号	令和5年4月1日
セレン薬局	神戸市中央区楠町7丁目5番2号	令和5年6月1日
医療法人一輝会荻原記念病院	神戸市長田区大橋町7丁目1番1号	令和5年4月1日
ココカラファイン薬局 神戸大学医学部附属病院店	神戸市中央区楠町7丁目5番2号	令和5年6月1日
神戸駅前あじさい薬局	神戸市中央区相生町2丁目3番4号	令和5年6月1日
訪問看護ステーション アルメリア	神戸市垂水区桃山台4丁目8番6号	令和5年5月1日

神戸市告示第238号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月4日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)コクミン薬局兵庫駅 店	(新)神戸市兵庫区駅南通5丁目3番 1号	令和5年6月19日
(旧)兵庫駅コクミン薬局	(旧)神戸市兵庫区駅南通5丁目3番 2号	

令和5年7月4日 神戸市公報第3815号

神戸市告示第239号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月4日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
花山いとう薬局	神戸市長田区西丸山町3丁目3番9号	令和5年5月31日
元町いちご薬局	神戸市中央区北長狭通5丁目5番22-101号	令和5年3月31日
リタファーマシー ト アロード店	神戸市中央区北長狭通3丁目1番12号	令和5年5月31日
須磨ヤマシン訪問看護 ステーション	神戸市須磨区西落合2丁目2番9号	令和5年6月30日

神戸市告示第240号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月4日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)コクミン薬局兵庫駅前店 (旧)兵庫駅コクミン薬局	(新)神戸市兵庫区駅南通5丁目3番1号 (旧)神戸市兵庫区駅南通5丁目3番2号	株式会社コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜西1丁目12番48号	令和5年6月19日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
山手さくら苑	(新)神戸市中央区下山手通7丁目1番16号 (旧)神戸市中央区下山手通7丁目1番2号	社会福祉法人神戸中央福祉会	神戸市中央区下山手通7丁目1番2号	平成15年4月10日	居宅介護支援 (ケアプラン作成)
訪問看護ステーションアルメリア	(新)神戸市兵庫区笠松通6丁目4番12号 (旧)神戸市垂水区桃山台4丁目8番6号	株式会社クオリア	神戸市中央区旭通2丁目10番18号	令和5年6月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第241号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月4日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかか る介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業 者の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	廃止年月 日	サービス種類
花山いと う薬局	神戸市長田区 西丸山町3丁 目3番9号	有限会社 イトーヤ ク	神戸市長田 区西丸山町 3丁目3番 9号	令和5年 3月31日	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導

神戸市告示第242号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸 かけ はし治療院	木下 茂	神戸市兵庫区駅前通 4 丁目 3 番 4 号	令和 5 年 5 月 1 日
レイス治療院 明石	壬生 めぐみ	兵庫県明石市大久保町大窪 4 9 2 番地 1	令和 5 年 7 月 1 日

神戸市告示第243号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月4日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年5月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和5年5月9日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年5月12日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年5月18日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年5月26日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年5月29日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第244号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条第1項第1号の規定に基づき、特例道路占用区域として次の区域を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年7月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	指定の区域		道路占用許可を受けることができる施設等の種類
	路線名	区間	
市道	若菜神戸駅線	神戸市中央区布引町4丁目2番3号地先歩道部 (参考図参照)	自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
市道	六甲道三宮線	神戸市中央区旭通4丁目1番10号地先歩道部 (参考図参照)	自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

特例道路占用区域（参考図）
中央区布引町4丁目2番3号地先



特例道路占用区域（参考図）
中央区旭通4丁目1番10号地先



神戸市告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年7月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年7月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 317号線	神戸市東灘区西岡本3丁目 94番3地先から	新	18.20	最大 5.90 最小 5.90
		神戸市東灘区西岡本3丁目 93番1地先まで	旧	18.20	最大 5.90 最小 5.90

神戸市告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年7月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年7月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高丸陸26号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番537地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番544地先まで	60.00	最大 6.00 最小 6.00
市道	高丸陸27号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番522地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番530地先まで	60.00	最大 6.00 最小 6.00
市道	高丸陸28号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番507地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番515地先まで	60.00	最大 6.00 最小 6.00

神戸市告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年7月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年7月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高丸陸9号線	神戸市垂水区高丸8丁目 2243番538地先から	新	166.70	最大 6.20 最小 5.40
		神戸市垂水区高丸8丁目 2243番500地先まで	旧	166.70	最大 6.00 最小 4.10
市道	高丸陸10号線	神戸市垂水区高丸8丁目 2243番500地先から	新	63.00	最大 10.30 最小 10.00
		神戸市垂水区高丸8丁目 2243番494地先まで	旧	63.00	最大 7.90 最小 7.40

神戸市告示第248号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、松が枝町自治会、豊浦自治会、神戸ジェームス山自治会、多井畑東町自治会、滝谷台自治会、東山会、富士見が丘自治会、舞子汐見台自治会、舞多聞西1丁目北自治会、中里連合自治会、小東山本町2丁目西自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月4日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	松が枝町自治会	豊浦自治会	神戸ジェームス山自治会
主たる事務所	神戸市北区松が枝町3丁目1番地の88	神戸市北区長尾町宅原927番地	神戸市垂水区塩屋町7丁目10番21号
代表者の氏名	辻道 和典	西口 博己	黒田 雄介
代表者の住所	神戸市北区松が枝町3丁目3番地の5	神戸市北区長尾町宅原708番地	神戸市垂水区塩屋町7丁目11番3号

名称	多井畑東町自治会	滝谷台自治会	東山会
主たる事務所	神戸市須磨区多井畑東町31番地の1	神戸市長田区滝谷町3丁目9番22号	神戸市東灘区森北町7丁目29番7号
代表者の氏名	田中 俊夫	別府 康二	B u r n s 紀代子
代表者の住所	神戸市須磨区多井畑東町25番地の14	神戸市長田区滝谷町3丁目2番22号	神戸市東灘区森北町7丁目25番17号

名称	富士見が丘自治会	舞子汐見台自治会	舞多聞西1丁目北自治会
主たる事務所	神戸市西区富士見が丘1丁目13番地の3	神戸市垂水区舞子坂1丁目5番39号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番3号
代表者の氏名	森口 伸一	芝本 和彦	豊吉 晃
代表者の住所	神戸市西区富士見が丘1丁目10番地の15	神戸市垂水区舞子坂1丁目5番39号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番3号

名称	中里連合自治会	小東山本町2丁目西自治会
主たる事務所	神戸市北区中里町1丁目8番地の280	神戸市垂水区小東山本町2丁目19番8号
代表者の氏名	小岡 朝光	村田 明男
代表者の住所	神戸市北区中里町1丁目8番地の263	神戸市垂水区小東山本町2丁目19番8号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 松が枝町自治会 令和5年4月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	松尾 毅陸	辻道 和典
代表者の住所	神戸市北区松が枝町2丁目8番地の9	神戸市北区松が枝町3丁目3番地の5

(2) 豊浦自治会 令和5年4月30日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	豊浦 貞夫	西口 博己
代表者の住所	神戸市北区長尾町宅原701番地の2	神戸市北区長尾町宅原708番地

(3) 神戸ジェームス山自治会 令和5年4月30日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	石川 哲平	黒田 雄介
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町7丁目8番11号	神戸市垂水区塩屋町7丁目11番3号

(4) 多井畑東町自治会 令和5年5月28日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	太田 良三	田中 俊夫
代表者の住所	神戸市須磨区多井畑東町12番地の3	神戸市須磨区多井畑東町25番地の14

(5) 滝谷台自治会 令和5年4月18日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	升田 圭子	別府 康二
代表者の住所	神戸市長田区滝谷町2丁目5番8号	神戸市長田区滝谷町3丁目2番22号

(6) 東山会

令和5年4月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岡本 由起子	B u r n s 紀代子
代表者の住所	神戸市東灘区森北町7丁目26番17号	神戸市東灘区森北町7丁目25番17号

(7) 富士見が丘自治会

令和5年4月30日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中川 正紀	森口 伸一
代表者の住所	神戸市西区富士見が丘4丁目3番地の29	神戸市西区富士見が丘1丁目10番地の15

(8) 舞子汐見台自治会

令和4年5月22日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞子坂2丁目4番45号	神戸市垂水区舞子坂2丁目7番25号
代表者の氏名	沼田 奈津美	島田 千晴
代表者の住所	神戸市垂水区舞子坂2丁目4番45号	神戸市垂水区舞子坂2丁目7番25号

令和5年4月23日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞子坂2丁目7番25号	神戸市垂水区舞子坂1丁目5番39号
代表者の氏名	島田 千晴	芝本 和彦
代表者の住所	神戸市垂水区舞子坂2丁目7番25号	神戸市垂水区舞子坂1丁目5番39号

(9) 舞多聞西1丁目北自治会

令和5年4月16日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目19番4号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番3号
代表者の氏名	石田 靖人	豊吉 晃
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目19番4号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番3号

(10) 中里連合自治会

平成28年4月17日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西野 正矩	小岡 朝光
代表者の住所	神戸市北区中里町2丁目7番地の9	神戸市北区中里町1丁目8番地の263

(11) 小束山本町2丁目西自治会

令和5年5月28日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区小束山本町2丁目27番9号	神戸市垂水区小束山本町2丁目19番8号
代表者の氏名	川手 淳吏	村田 明男
代表者の住所	神戸市垂水区小束山本町2丁目27番9号	神戸市垂水区小束山本町2丁目19番8号

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月1日条例第16号）第20条第2項の規定により市民公園の認定を取り消したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年7月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定を取り消した市民公園

認定番号	所在地	名称
47	神戸市須磨区高倉台4丁目11番地	高倉台ふれあい広場市民公園

2 指定の取消しの年月日

令和5年6月30日

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年7月4日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
株式会社 NAIGAI
代表取締役 河合 良行
神戸市東灘区甲南町2丁目7-12
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社 生和コーポレーション株式会社一級建築士事務所
塩谷 光生
大阪市福島区福島5丁目8-1
06-6345-4009
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区相生町4丁目6番8、6番9
 - (2) 敷地面積 約 493平方メートル
 - (3) 建築面積 約 300平方メートル
 - (4) 延べ面積 約2,222平方メートル
 - (5) 高さ 約30.0メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上10階
 - (8) 建物用途 店舗、共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和5年7月4日から令和5年7月18日まで

神戸市水道告示第11号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年7月4日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42306	株式会社 a. t. s	高砂市米田町米田 1002-5	藤井 麻由子	令和5年6月30日
42307	河村水設 工業	神戸市長田区 西尻池町1-3-2 ライゼ06号	河村 正軌	令和5年6月30日
42308	株式会社 近畿興産	丹波市氷上町谷村 1461-2	藤井 條二	令和5年6月30日
42309	株式会社 E L B O	明石市東野町 2207番の1	瑞木 恭輔	令和5年6月30日
42310	株式会社 K W S	神戸市中央区加納町 3-11-4 KEN2ビル202	吉崎 豊美	令和5年6月30日

監査室規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年7月4日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第3号

監査室規程の一部を改正する規程

(監査室規程)

第1条 監査室規程(平成18年12月交規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程(以下、「安全管理規程」という。)第<u>16</u>条第1項に基づき設置する監査室の行う所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程(以下、「安全管理規程」という。)第<u>15</u>条第1項に基づき設置する監査室の行う所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(安全管理推進委員会規程)

第2条 安全管理推進委員会規程（平成18年12月交規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程第<u>15</u>条第1項に基づき設置する安全管理推進委員会（以下、「委員会」という。）の行う所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第7条 神戸市交通局高速鉄道安全管理規程第<u>17</u>条第1項に基づき、運転管理者及びその他の責任者が報告すべき事項について、次の各号に定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程第<u>14</u>条第1項に基づき設置する安全管理推進委員会（以下、「委員会」という。）の行う所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第7条 神戸市交通局高速鉄道安全管理規程第<u>16</u>条第1項に基づき、運転管理者及びその他の責任者が報告すべき事項について、次の各号に定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(安全対策室規程)

第3条 安全対策室規程（平成18年12月交規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）第<u>15</u>条第2項に基づいて設置する安全対策室の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）第<u>14</u>条第2項に基づいて設置する安全対策室の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(安全情報報告共有規程)

第4条 安全情報報告共有規程（平成19年3月交規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程第<u>17</u>条第2項及び第<u>18</u>条第3項に定める事務の処理に関して必要な事項を定めることにより、神戸市高速鉄道の安全性の向上を期することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程第<u>16</u>条第2項及び第<u>17</u>条第3項に定める事務の処理に関して必要な事項を定めることにより、神戸市高速鉄道の安全性の向上を期することを目的とする。</p>

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から適用する。